二　平成二十八年度から平成三十年度までの各年度における当該保険者に係る特定健康診査の受診者の全てについて、当該年度の三月に当該保険者に係る特定健康診査を受診している場合　補正前特定健康診査実施率と平成三十年度における当該保険者に係る特定健康診査の受診者の数を同年度における当該保険者に係る特定健康診査の対象者の数で除して得た数とのいずれか大きい数

三　前二号に掲げる場合以外の場合　補正前特定健康診査実施率とイに掲げる数をロに掲げる数で除して得た数をハに掲げる数で除して得た数（当該数が一を上回るときは、一）とのいずれか大きい数

イ　令和元年度における当該保険者に係る特定健康診査の受診者の数から令和二年三月における当該保険者に係る特定健康診査の受診者の数を控除した数

ロ　令和元年度における当該保険者に係る特定健康診査の対象者の数

ハ　一から平成二十八年度から平成三十年度までの各年度における当該保険者に係る特定健康診査の受診者の数に占める当該年度の三月における当該保険者に係る特定健康診査の受診者の数の割合を平均した数を控除した数

2　令和二年度の確定後期高齢者支援金に係る特定保健指導の実施率は、第四十条の二第三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

一　平成三十年度における第四十条の二第一項第二号の表の上欄に掲げる保険者に係る特定保健指導の対象者の数が零である場合　令和元年度における当該保険者に係る特定保健指導が終了した者その他これに準ずる者の数を同年度における当該保険者に係る特定保健指導の対象者の数で除して得た数

二　令和元年度における当該保険者に係る特定健康診査の対象者の数

三　一から平成二十八年度から平成三十年度までの各年度における当該保険者に係る特定健康診査の受診者の数に占める当該年度の三月における当該保険者に係る特定健康診査の受診者の数の割合を平均した数を控除した数

2　令和二年度の確定後期高齢者支援金に係る特定保健指導の実施率は、第四十条の二第三項の規定にかかわらず、第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して得た数を第三号に掲げる数で除して得た数とする。

一　令和元年度における第四十条の二第一項第二号の表の上欄に掲げる保険者に係る特定保健指導が終了した者その他これに準ずる者の数からこれらの者のうち同年度における当該保険者に係る特定保健指導を初めて実施した日が令和二年三月から五月までの間にある者の数を控除した数

二　令和元年度における当該保険者に係る特定保健指導の対象者の数

三　一から平成三十年度における当該保険者に係る特定保健指導が終了した者その他これに準ずる者の数に占めるこれらの者のうち同年度における当該保険者に係る特定保健指導を初めて実施した日が令和元年三月から五月までの間にある者の数の割合を控除した数

附　則

この省令は、公布の日から施行する。